

衆議院外務委員会（平成 21 年 6 月 12 日）質問要旨

衆議院議員 武正公一

- 1、尖閣諸島上陸調査要請について
（外務大臣、内閣官房、総務省、環境省、海上保安庁）

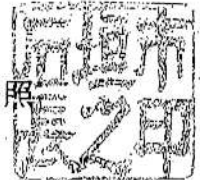
- 2、JAIDO について
（外務大臣、JICA）

- 3、北朝鮮国連安保理決議について
（外務大臣）

石企企第 541 号
平成 21 年 3 月 31 日

衆議院外務委員長
河野 太 郎 殿

沖 縄 県
石垣市長 大濱 長昭



石垣市による尖閣諸島への上陸実地調査について

陽春の候、河野委員長におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本市行政区域である尖閣諸島の扱いについては、様々な方面でご配慮を賜り心より感謝申し上げます。

さて今般、書状にて確認があります標記の件につきましては、尖閣諸島が我が国固有の領土である以上、全ての面において国内法が適用されることが当然のことと理解しております。

このことから、地方税法第 408 条に規定する年 1 回の市町村長が行う固定資産税課税のための実地調査についても石垣市長として実施しなければならないものと認識している次第であります。

また、当該調査を実施することについては、地方税法上の問題のみならず、過去に日本国民である住民が経済活動を行い、生活を営んできた歴史的文化財の保存とセンカクモグラをはじめとする希少な動植物保護のための調査研究にも大きく貢献するものと考えます。

従いまして、石垣市による尖閣諸島への上陸実地調査については、一日も早い実現を希望するものであり、引き続き、河野委員長をはじめ衆議院外務委員会、関係省庁の特段のご理解とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

センカクモグラ

Mogera

Nesoscaptor uchidai Abe, Shiraishi et Arai, 1991

英名: Senkaku mole

●摘要

1991年に新属新種として記載された1属1種の貴重な種で、尖閣諸島の魚釣島(約4 km²)に限産する、きわめて小さな1個体群からなるものである。小さな島の小さな隔離個体群として特殊化したものであるが、導入されたヤギ(*Capra hircus*)の増殖による環境破壊が存続の大きな脅威になっている。本種の保護には、速やかにヤギの全数駆除を行う以外に方法はない。

●形態

小型のモグラで、模式標本(メス)では、体重42.7g、頭胴長129.9mm、尾長12mm、手掌長14mm、後足長16mm、頭骨最大長31.82mm。吻は比較的短く、鼻孔は側方に向いている。頭骨は吻部が非常に短く、眼窩間部は長く幅広い。上の臼歯は3本で、大臼歯は非常に大きく、大臼歯列長は犬歯と小臼歯の合計長より長い。下の切歯状の歯は3本、小臼歯も3本で、一番前の小臼歯は犬歯状、3番目の小臼歯は2尖を持つ。合計歯数は38本。

●分布の概要

約4 km²の亜熱帯の島、魚釣島だけにすむ。一般にモグラは熱帯域にすめないが、この島には奈良原岳(標高362m)と屏風岳(標高321m)があり、ほぼ全島が森林に覆われ、高標高域は雲霧林となっており、比較的気温の低いこの雲霧林の存在が本種の生存の重要な環境要因になっているものと思われる。

●生物学的特性

これまでに海岸付近の草地でメス1頭が採集されているだけで生態は不明。

●分布域とその動向

現在のところ島はほぼ全域が森林に覆われているため、全域に分布している可能性があるが詳細は不明。
分布情報: 第4回自然環境保全基礎調査では調査対象外。

●個体数とその動向

モグラ類は一般に個体ごとの縄張りを持って生活すること、およびこの島の面積がきわめて小さいことから、生息数は非常に少ないものと思われるが詳細は不明。

●生息地の現況とその動向

少なくとも1970年代以前には本種の生息にとって良好な環境が維持されていたものと思われる。しかし、1978年に雌雄1対のヤギが持ち込まれ、その後それが増殖し、1991年船上から行われた島の片側の簡単な目視調査だけで300頭以上が目撃されている。陸上調査によれば、ヤギは標高360m余の山頂まで分布し、多数のヤギ道を作っており、海岸域の一部では草原の拡大が始まっている。全島は森林に覆われていることから、カウント数は生息数の一部にすぎない可能性が高く、今後一層急速な増殖と激しい植生破壊、裸地化、土壌流亡などが進行する可能性がある。

我が国における絶滅のおそれのある野生生物の種数 (レッドリスト掲載種数表)

(平成19年8月現在)

分類群	評価対象種数	絶滅	野生絶滅	絶滅のおそれのある種		準絶滅危惧	情報不足	掲載種数合計	絶滅のおそれのある地域個体群		
				絶滅危惧 I 類						絶滅危惧 II 類	
				IA類	IB類						
動物	哺乳類	180 (約200)	4 (4)	0 (0)	42(48)		18 (16)	9 (9)	73 (77)	19 (12)	
					35(32)						
					15(12)	20(20)					7(16)
	鳥類	約700 (約700)	13 (13)	1 (1)	92(89)		18 (16)	17 (16)	141 (135)	2 (2)	
					53(42)						39(47)
					21(17)	32(25)					
	爬虫類	98 (97)	0 (0)	0 (0)	31(18)		17 (9)	5 (1)	53 (28)	3 (2)	
					13(7)						18(11)
					3(2)	10(5)					
両生類	65 (65)	0 (0)	0 (0)	21(14)		14 (5)	1 (0)	36 (19)	0 (4)		
				10(5)						11(9)	
				1(1)	9(4)						
汽水・淡水魚類	約400 (約300)	4 (3)	0 (0)	144(76)		26 (12)	39 (5)	213 (96)	17 (12)		
				109(58)						35(18)	
				61(29)	48(29)						
昆虫類	約30,000 (約30,000)	3 (2)	0 (0)	239(171)		200 (161)	122 (87)	564 (421)	2 (3)		
				110(89)						129(82)	
貝類	約1,100 (約1,000)	22 (25)	0 (0)	377(251)		275 (201)	73 (71)	747 (548)	7 (5)		
				163(86)						214(165)	
その他無脊椎動物	約4,200 (約4,200)	0 (0)	1 (1)	56(33)		40 (31)	39 (36)	136 (101)	0 (0)		
				17(10)						39(23)	
動物小計		46 (47)	2 (2)	1002(709)		608 (451)	305 (225)	1963 (1425)	50 (40)		
植物等	維管束植物	約7,000 (約7,000)	33 (20)	8 (5)	1690(1665)		255 (145)	32 (52)	2018 (1887)	—	
					1014(1044)						
					523(564)	491(480)					676(621)
植物等	維管束植物以外	約25,300 (約24,800)	41 (35)	2 (2)	463(329)		118 (45)	172 (71)	796 (482)	—	
					287(220)						
					175(109)						
植物等小計		74 (55)	10 (7)	2153(1994)		373 (190)	204 (123)	2814 (2369)	—		
合計		120 (102)	12 (9)	3155(2694)		981 (641)	509 (348)	4777 (3794)	50 (40)		
				1811 (1593)		1344 (1101)					

- (1) 動物の評価対象種数(亜種等を含む)は「日本産野生生物目録(環境庁編 1993,1995,1998)」等による。
- (2) 植物等のうち、維管束植物の評価対象種数(亜種等を含む)は日本植物分類学会の集計による。
- (3) 植物等のうち、維管束植物以外(蘚苔類、藻類、地衣類、菌類)の評価対象種数(亜種等を含む)は環境省調査による。
- (4) 表中の括弧内の数字は、前回公表のレッドリストにおける掲載種数を示す。
- (5) 昆虫類、貝類、その他無脊椎動物及び維管束植物以外については、絶滅危 I 類のうち I A類と I B類の区分は行っていない。

カテゴリーは以下のとおり。

- 絶滅(Extinct) : 我が国では既に絶滅したと考えられる種
- 野生絶滅(Extinct in the Wild) : 飼育・栽培下でのみ存続している種
- 絶滅危惧 I 類(Critically Endangered + Endangered) : 絶滅の危機に瀕している種
- 絶滅危惧 II 類(Vulnerable) : 絶滅の危険が増大している種
- 準絶滅危惧(Near Threatened) : 存続基盤が脆弱な種
- 情報不足(Data Deficient) : 評価するだけの情報が不足している種

(付属資料)

絶滅のおそれのある地域個体群(Threatened Local Population) : 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの(動物のみ)

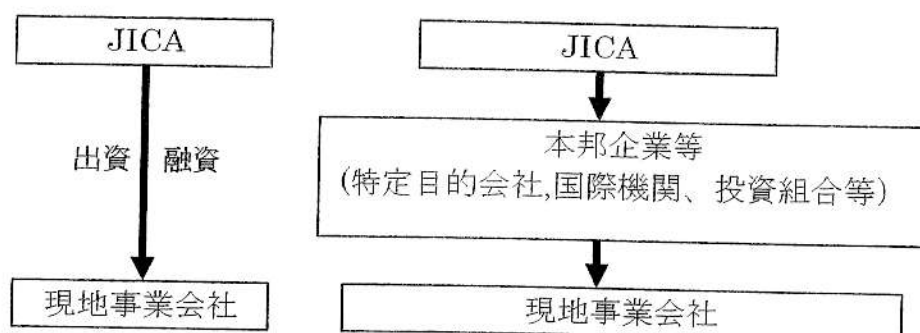
出所:環境省提出資料

JICAの海外投融資機能について

2009年6月
国際協力機構

1. 海外投融資の制度

途上国の開発促進のため、開発途上国において開発事業を行う民間企業等に対し、融資、出資を供与するもの。(下図は資金供与のスキーム例)



- ・ 雇用創出、外貨獲得、技術移転等の課題に直接応える
- ・ 民間資金の呼び水効果（触媒機能）
- ・ 新たな開発課題への対応（例：官民連携）

2. 現在のポートフォリオ

出資 15 件 (残高 1,342 億円)、融資 2 件 (残高 30 億円)

【事例】

- ① 我が国の資源確保：インドネシア アルミ精錬事業 [出資 499 億円]
➢ 途上国の産業開発及びわが国の資源の長期的な確保。
- ② 途上国の資源活用：バングラディッシュ 肥料工場 出資 23 億円]
➢ 貧困国の自国資源（天然ガス）を活用した産業開発・農業支援。
- ③ 気候変動への対応：世銀炭素基金 [出資 10 百万ドル限度]
➢ ファンド資金で開発事業から排出権を獲得し出資者に還元。
➢ 京都議定書の発効(2005年)前に設立・運営を開始（政策リスク対応）。

出所:国際協力機構提出資料

3. 海外投融資をめぐる環境

【特殊法人整理合理化計画】（平成 13 年閣議決定）

海外投融資業務：廃止することとし、14 年度以降は、13 年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行う。
（従って、海外投融資の新規の承諾が困難な状況）

【援助潮流の変化】

途上国への資金フローの多くは民間資金となっている。欧州のドナーは、近年、開発目的の投融資機能を拡充し、民間セクター支援を積極的に推進。（官民連携インフラ開発、気候変動、アフリカ、など）

援助機関		官民連携（開発目的の投融資）	官民連携（企業支援）
イギリス	DfID	英連邦開発公社(CDC) [DfID 100%出資] 民間インフラ開発グループ [DfID53%]	英輸出信用保証局
フランス	AfD	仏経済投資振興公社 [AfD58%]	仏貿易保険会社
ドイツ	KfW	独投資開発会社(DEG) [KfW100%]	独信用保険会社
日本	JICA	無し	国際協力銀行 (JBIC)

【日本国内の期待】

- 国際協力に関する有識者会議（座長 渡辺 拓大学長）(2009 年 2 月)
ODA による海外投融資機能が整備されれば、官民連携インフラ開発など、公益性が高く長期的に社会的インパクトがある案件の採択が可能となる。
- 日本経団連（2009 年 4 月）
戦略性のある開発構想・計画に基づく開発効果の高い個別案件については、技術支援や JICA の投融資機能を含め、あらゆる手段が活用できるようにすべき。

国際協力プロジェクト推進事業(JAIDO)

1. 経緯

1987年	経団連が「発展途上国への資金還流促進のための提言」を公表
1989年	日本国際協力機構設立（資本金77億円（OECF20億円）） 日本政府及び経団連の資金還流にかかる方針を踏まえ、開発途上国における開発プロジェクトの形成、推進を目的として開始。
1992年	中東欧支援のため増資（資本金90億円（OECF33億円））
1994年	経営強化のため増資（資本金160.5億円（OECF63億円））
1996年	GCC産業投資(中東湾岸向けの子会社)設立に伴い増資（資本金163.5億円（OECF63億円））
2002年	解散決議（株主：JBIC(当時)と民間129組織）

2. 事業概要

民間ベースでの経済協力を推進するため、開発途上国の産業振興に貢献するプロジェクトに対する先導的出資等を行うもの。

計48事業に投融資を実施した。

3. JICA海外投融資による出資

JICA海外投融資では、次のとおり計3回、63億円の出資を行った（当時は海外経済協力基金：OECF）。

1989年 20億円（出資比率26.0%）

1992年 13億円（累計33億円：出資比率36.7%）

1994年 30億円（累計63億円：出資比率39.3%）

2007年に清算が完了し、63億円の出資金のうち、46億円が償却された。

JAIDO出資・融資案件一覧表

平成21年6月
独立行政法人国際協力機構

(単位:百万円)

年度(平成)	国	案件名	出資額	融資額	キャピタルゲイン・ロス・減損・貸倒償却額・評価差額・配当累計等
1	マレーシア	コンテナ製造	64		0
1	インドネシア	ジャカルタ工業団地	159		51
1	フィリピン	パイナップル農園	125		-38
1	インドネシア	ニット編立	4		-4
1	インドネシア	ニット染色	25		-24
1	フィリピン	マニラ近郊工業団地	69		93
1	メキシコ	ワールドトレードセンター	134		-18
2	ベネズエラ	自動車組立製造	341		-256
2	ブータン	フェロシリコン	71		-25
2	中国	ソフトエンジニア	459		-431
2	インド	ソフトエンジニア	150		-150
2	インドネシア	鮪缶詰	105		29
3	ハンガリー	グラスウール製造	127		182
3	タイ	ハイテクスクエア	866	604	-1,470
3	セネガル	リゾートホテル	172		-172
3	インドネシア	触媒	86		-86
4	インドネシア	紡績工場	160		-118
4	カンボジア	亜鉛鉄板	47		0
4	ハンガリー	ファーストフード	122		-115
4	ベトナム	即席麺製造	70		0
5	タイ	滑浄豚飼育	30		-18
5	チェコ	フェロバナジウム	51		-48
5	スロバキア	オリゴ糖	28		-25
5	ペルー	水産加工	59		-59
5	チェコ	セラミック基板	113	382	-495
5	バングラデシュ	繊維	10		0
5	ハンガリー	オフィスビル	481		194
6	メキシコ	工業用センサー	32		-32
6	ポーランド	流通センター	100		129
6	ポーランド	椎茸栽培	79		-79
6	ロシア	オフィスビル	269		-114
6	ポーランド	ボイラーハウス	3	58	-61
6	ポーランド	電力用半導体製造	222		-220
6	ベトナム	ビジネスコート	32		-21
6	サウジアラビア	医薬品製造	332		-106
6	ウズベキスタン	絹紡績	42		-36
7	フィリピン	スーパードテクノパーク	241		0
7	フィリピン	電炉丸棒	313		-313
8	湾岸諸国	産業投資	1,000		-188
9	中国	りんご果汁製造	64	260	0
9	サウジアラビア	繊維加工	17		-3
10	ラオス	刺繍事業	-	12	-12
11	韓国	フッ素樹脂加工	48	100	-17
11	タイ	製糖	88		-2
11	フィリピン	グリセリン誘導体	31		-15
11	中国	深センテクノセンター	14		4
12	コロンビア	インフラーイス	48		4
12	インド	自動車部品製造	2		-
12	中国	上海液晶製造	46		-46

注記: 2001年9月時点

出所: 国際協力機構提出資料